

# おもいやり駐車場制度を開始します

(平成24年2月1日スタート!)

宮 崎 県

## おもいやり駐車場制度とは

本制度は、商業施設、病院、銀行、官公庁など公共施設に設置された身体障害者用駐車場等を適正にご利用いただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦など歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の利用証を交付し、当該駐車場を設置する事業所等の協力を得ながら、本当に必要な方のための駐車スペースの確保を図る制度です。

利用できる駐車場は、県に制度対象駐車場として登録した駐車場で、駐車区画に「おもいやり駐車場」であることを示すステッカーを表示しています。



利用証はルームミラーにかけて外から見えるように掲示します。



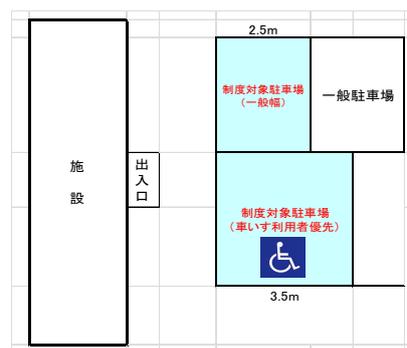
〈表示ステッカー〉

## おもいやり駐車場制度の4つのポイント

- 1 身体障害者用駐車場を利用できる方が明確になります。
- 2 利用証の掲示により、不適正利用を防止できます。
- 3 身体障害者用駐車場の適正利用への理解が深まります。
- 4 妊産婦など一時的に歩行が困難となる方の駐車場確保が図れます。

## おもいやり駐車場の種類

駐車区画には、車いす利用者に優先的にご利用いただく区画（概ね3.5m幅）と、その他の方にご利用いただく区画（一般幅）の2種類があります。



## 利用証の種類



車いす利用者用



(車いす利用者を除く)  
障がい者・高齢者・難病患者用



妊産婦・けが人用

## 利用証交付対象者・申請に必要な書類・有効期間

利用証交付対象者は以下の交付基準に該当する方のうち歩行が困難な方、歩行に危険を伴う方、一時的に歩行が困難な方です。

区分	交付基準	申請に必要な書類	有効期間		
視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	なし		
平衡機能障害	5級以上				
肢体不自由	上肢			2級以上	
	下肢			4級以上	
	体幹			3級以上	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能			2級以上	
	移動機能			6級以上	
心臓機能障害	4級以上				
じん臓機能障害					
呼吸器機能障害					
膀胱または直腸の機能障害					
小腸機能障害					
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害					
知的障がい者	療育手帳の障害の程度が「A」の方	療育手帳	なし		
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の障害等級が「1級」の方	精神障害者保健福祉手帳			
高齢者	介護保険の要介護状態区分が「要介護2」以上の方	介護保険被保険者証			
難病患者	特定疾患医療受給者(小児慢性特定疾患医療受給者)の方	特定疾患医療受給者証(小児慢性特定疾患医療受給者証)			
妊産婦	産前4か月～産後3か月の方	母子健康手帳	産後3か月まで		
けが人	けがにより車いす、杖等を使用する方	医師の診断書	車いす、杖等の使用期間(1年の範囲内)		

## 利用証の申請手続

- ・利用証の交付申請は、次の窓口で受け付けます。※代理申請も可能です。

申請受付窓口名	電話番号
<b>(県の窓口)</b>	
障害福祉課(県庁3号館1階)	0985-32-4468
中央福祉こどもセンター	0985-26-1551
南部福祉こどもセンター	0986-23-4520
南部福祉こどもセンター小林分場(小林総合庁舎1階)	0984-23-2156
北部福祉こどもセンター	0982-35-1700
児湯福祉事務所(高鍋総合庁舎1階)	0983-22-1404
西臼杵支庁(福祉課)	0982-72-2193
中央保健所(宮崎県総合保健センター1階)	0985-28-2111
日南保健所	0987-23-3141
都城保健所	0986-23-4504
小林保健所	0984-23-3118
高鍋保健所	0983-22-1330
日向保健所	0982-52-5101
延岡保健所	0982-33-5373
高千穂保健所	0982-72-2168
<b>(市町村の窓口)</b>	
協力市町村 ※協力市町村名については県障害福祉課へお問い合わせください	

※上記窓口のほか、郵送による申請も受け付けています。  
 郵送の場合は申請書のほかに申請に必要な書類の写し(氏名、生年月日、障がいの等級などが確認できる部分)を同封しお送りください。  
 (送付先) 〒880-8501 (住所不要) 宮崎県福祉保健部障害福祉課

- ・申請書は窓口で配布するほか、宮崎県庁のホームページからもダウンロードできます。

<問い合わせ先>

宮崎県福祉保健部障害福祉課

Tel 0985-32-4468



すすめよう!

人にやさしい福祉のまちづくり!!